

全建労発第 62 号

令和 8 年 3 月 9 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

会 長 今 井 雅 則

[公 印 省 略]

技能労働者の適正な賃金水準の確保について

時下ますますご清祥のことと、お慶び申し上げます。平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 8 年 3 月から適用する除染特別地域内における除染等工事に係る設計労務単価が決定・公表されたことに伴い、技能労働者への適正な水準の賃金支払い等の措置を講じることにより、技能労働者の処遇改善を図るよう、環境省環境再生・資源循環局長から別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、貴協会会員企業の皆様に対し、引き続き適正な賃金水準を確保し、技能労働者の処遇改善を図るよう改めて周知徹底をお願い申し上げます。

以 上

(担当：労働部 浜崎・吉田)

環循再発第 2602274 号

令和 8 年 2 月 27 日

一般社団法人 全国建設業協会

会長 今井 雅則 殿

環境省環境再生・資源循環局長

(公 印 省 略)

技能労働者の適正な賃金水準の確保について

本日、令和 8 年 3 月から適用する除染特別地域内における除染等工事に係る設計労務単価（以下「新除染等労務単価」という。）を別添 1 のとおり決定・公表しました。これにより、各職種において設計労務単価が上昇することとなったところです。

貴団体におかれては、傘下の会員企業に対し、下記の措置を講じることにより、これまで以上に適正な賃金水準の確保に万全を期し、技能労働者の処遇改善を図るよう、改めて周知をお願いします。

記

1. 技能労働者への適正な水準の賃金の支払いについて

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）においては、受注者等の責務として、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施すること（第 8 条第 1 項）、下請負人に使用される技術者や技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結すること（第 8 条第 2 項）等が位置づけられている。

技能労働者の確保・育成のためには、技能労働者の賃金を引き上げ、設計労務単価の上昇等を通じて更なる賃金の引上げにつながる好循環を継続させることが重要であり、元請業者及び下請業者はこのことを十分に踏まえ、技能労働者の賃金水準の引上げを図ることが必要である。さらに、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 49 号）により、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 25 条の 27 第 2 項において、建設業者に対し、労働者の能力についての公正

な評価に基づく適正賃金支払等、労働者の適切な処遇確保措置を実施する努力義務が課せられたことや、同法第34条第2項に基づき、令和7年12月2日に中央建設業審議会から勧告された「労務費に関する基準」も踏まえ、各建設業者は必要な対応を講ずることが求められる。

以上のことを踏まえて、元請業者においては、適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請業者に対し、再下請契約についても市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格で締結することや技能労働者へ適正な水準の賃金を支払うことを要請する等、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう最大限努めること。

なお、別添1別紙第1のとおり、帰還困難区域内で作業に従事する技能労働者には、本労務単価等に加えて特殊勤務手当が支給されるが、業務期間中に業務対象区域の避難指示が解除された場合、解除済みの区域における業務に関しては、原則として、特殊勤務手当の支給対象外であることに留意すること。

2. 新除染等労務単価を踏まえた請負代金額の変更について

新除染等労務単価の決定を受け、別添2のとおり、

- ① 令和8年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、令和7年3月から適用されている旧除染等工事設計労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新除染等労務単価に基づく請負代金額に変更する。
- ② 令和8年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、同年3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年2月24日付け環境会発第1402244号）1.（1）及び2. から8. まで（4.（3）を除く。）の規定を準用する。

等としたところである。

これらの取扱いにより請負代金額が変更された場合は、1.の趣旨にのっとり、元請業者・下請業者間や下請業者・再下請業者間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者の賃金水準の引き上げ等について適切に対応すること。

以上

環循再発第 2602201 号
令和 8 年 2 月 20 日

福島地方環境事務所長 殿

環境再生・資源循環局
環境再生担当参事官
(公 印 省 略)

除染特別地域内における除染等工事に係る設計労務単価等について（通知）

除染特別地域内における除染等工事に係る積算に使用する特殊勤務手当を別紙第 1 のとおりとしたので通知する。また、設計労務単価を別紙第 2 のとおり改定したので通知する。
この単価は令和 8 年 3 月 1 日以降に調達を行う入札等に適用するものとする。

なお、工事等の内容、地域の特性、工期等に特別の事情があり、この除染特別地域内における除染等工事設計労務単価により難しい場合は、その実情を勘案の上、別途、環境再生・資源循環局環境再生担当参事官が決定するものとする。

特殊勤務手当について

除染特別地域内で作業に従事する作業員^{※1}は、その業務環境の特殊性に鑑み、除染等工事設計労務単価等に加えて、特殊勤務手当として以下の額（1日の作業時間が4時間に満たない場合は、手当に60/100を乗じた額）を加えるものとする。

人事院規則9-129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則9-30（特殊勤務手当）の特例）に定める手当額

- ・ 帰還困難区域：1日あたり6,600円^{※2}

なお、業務期間中に業務対象区域の避難指示が解除された場合、解除済みの区域における業務に関しては、原則として、特殊勤務手当の支給対象外であることを申し添える。

※1 特殊勤務手当の対象となる除染特別地域内で作業に従事する作業員とは、除染等業務従事者（作業指揮者、特殊除染作業員、普通除染作業員、運転手（除染特殊）、運転手（除染一般）、樹木除染工、防水工（除染）、とび工（除染）、交通誘導員A（除染）、交通誘導員B（除染））等、除染等業務に従事することとなる者、及び除染特別地域内においてその他調査業務等に従事する者（外業に限る）とする。

※2 手当額は、昨年^{※1}の通知（「除染特別地域内における除染等工事に係る設計労務単価等の改定について」（令和7年2月18日付け環循事発第2502181号））から変更していない。

除染特別地域内における除染等工事に係る設計労務単価について

1. 除染等工事設計労務単価の構成内容

除染等工事設計労務単価は、以下のものにより構成されている。

- (1) 所定労働時間内8時間当たりの基本給相当額及び基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
- (2) 所定内労働日数1日当たりの臨時の給与及び実物給与

2. 令和8年3月から適用する除染等工事設計労務単価

単位：円

01 作業指揮者	32,600
02 特殊除染作業員	30,600
03 普通除染作業員	23,700
04 運転手（除染特殊）	30,200
05 運転手（除染一般）	25,800
06 樹木除染工	26,400
07 防水工（除染）	33,700
08 とび工（除染）	34,000
09 交通誘導員A（除染）	20,200
10 交通誘導員B（除染）	16,900

注) 所定労働時間内8時間あたりの金額

3. 各職種の定義・作業内容

職種	定義・作業内容
01 作業指揮者	除染等工事、土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、除染等工事においてもっぱら指導的な業務を行うもの

02 特殊除染作業員	<p>① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として除染等工事において次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業</p> <p>イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬</p> <p>ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</p> <p>ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め</p> <p>ニ. 可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設</p> <p>ホ. ピックブレーカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし</p> <p>ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草</p> <p>ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作</p> <p>チ. コンクリートカッターの運転または操作</p> <p>b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ</p> <p>c. コンクリートポンプ車の筒先作業</p> <p>② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、除染等工事における各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>
03 普通除染作業員	<p>① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として除染等工事において次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等</p> <p>b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等</p> <p>c. 人力による小規模な作業（たとえば、堆積物の除去など）</p> <p>d. 人力による除草</p> <p>② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、除染等工事における各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>
04 運転手（除染特殊）	<p>重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有</p>

	<p>し、主として除染等工事において重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシエル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレップドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車（3輪式）、除雪車等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）
05 運転手（除染一般）	<p>道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として除染等工事において機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（4輪式）の運転または操作
06 樹木除染工	<p>造園工事について相当程度の技能を有し、主として除染等工事において庭木等の剪定、芝張り、粗皮の剥ぎ取り、樹皮の高圧洗浄等について主体的業務を行うもの</p>
07 防水工（除染）	<p>防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の除染</p>

	等工事における防水作業について主体的業務を行うもの
08 とび工 (除染)	高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として除染等工事における足場の設置を行うもの
09 交通誘導員 A (除染)	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。以下同じ。）で、除染等工事において交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。以下同じ。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
10 交通誘導員 B (除染)	警備業者の警備員で、除染等工事において交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの

[別添2]

環境再発第 2602202 号
令和 8 年 2 月 20 日

福島地方環境事務所長 殿

環境再生・資源循環局
環境再生担当参事官
(公 印 省 略)

「除染特別地域内における除染等工事に係る設計労務単価等について」
の運用に係る特例措置について

「除染特別地域内における除染等工事に係る設計労務単価等について」（令和 8 年 2 月 20 日付け環境再発第 2602201 号）により、令和 8 年 3 月 1 日から適用する除染等工事設計労務単価（以下「新除染等労務単価」という。）が決定され、令和 7 年 3 月から適用した除染等工事設計労務単価（「除染特別地域内における除染等工事に係る設計労務単価等の改定について」（令和 7 年 2 月 18 日付け環境再発第 2502181 号）において定められた除染等工事設計労務単価。以下「旧除染等労務単価」という。）に比して全職種で上昇したところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新除染等労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、工事請負契約書（「請負契約書等の制定について」（平成 14 年 7 月 1 日付け環境会発第 489 号）別冊）第 55 条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができるものとする。

第二 具体的な取扱い

(1) 令和 8 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たって

旧除染等労務単価を適用したものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「P新」及び「k」は、それぞれ次に掲げるものとする。

P新：新除染等労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格

k：当初契約時点の落札率

- (2) 令和8年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、同年3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年2月24日付け環境会発第1402244号）1.（1）及び2. から8. まで（4.（3）を除く。）の規定を準用するものとする。

第三 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。

なお、本特例措置の適用は、別添「新労務単価への対応」によるものとする。

新労務単価への対応

(別添)

	新単価の適用日(令和8年3月1日)				用いる単価	通知等の該当箇所	対応
	①公告日	②入札書提出 期限日	③契約締結日	④工期開始日			
A工事	—	—	—	—	①から 新単価	—	・新労務単価で手続を開始
B工事	済	—	—	—	②から 新単価	(事務連絡1.(1))	・新労務単価で積算し直して手続を続行 (適正な見積期間を確保する観点から、入 札日を再設定する必要がある場合あり)
C工事	済	済	—	—	②まで 旧単価	通知第二(1) (事務連絡1.(2))	・(原契約締結前に新単価適用日到来) 旧労務単価で手続を続行 (旧単価で原契約締結後、契約書62条に基 づく特例措置として単価入替契約変更を行 う)
D工事	済	済	済	—	③まで 旧単価	通知第二(2) (事務連絡2.(1))	・旧労務単価で手続を続行 (契約書62条に基づく特例措置としてインフ レスライド条項の準用が可能な場合あり)
E工事	済	済	済	済	④まで 旧単価	(事務連絡2.(2))	・契約書25条6項に基づくインフレスライド条 項の適用が可能な場合あり